



閣安保第74号
令和元年6月14日

行政文書開示等決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長
谷内 正太郎



平成26年12月18日付け（同月19日受付）で請求のありました行政文書の開示について、平成27年1月19日付け閣安保第32号をもって開示等決定を通知したところですが、平成30年1月22日付け閣総企第1号-4をもって内閣総理大臣が行った裁決を踏まえ再度検討した結果、下記の文書を新たに特定し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
防衛装備移転三原則（平成26年4月1日 国家安全保障会議決定 閣議決定）に基づき、国家安全保障会議、国家安全保障会議幹事会で審議された際の議事録、配布資料
- 2 改めて開示する行政文書の名称等
国家安全保障会議 議事の記録【四大臣会合】（平成26年7月17日）（1枚目）
- 3 不開示とした部分とその理由
上記2の「2.」において不開示とした部分は、これまで詳細を公にしたことがない四大臣会合の開催場所である。
これらを公にした場合、開催場所が明らかになり、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。
以上のことから、法第5条第3号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
上記2の右上の不開示とした部分は、文書の取扱区分等が記載されている。
これらを公にした場合、国家安全保障会議の各回の議事内容等の秘匿度等が明らかとなり、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国

若しくは国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。

以上のことから、法第5条第3号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。

上記2の「4.」において不開示とした部分及び2枚目以降は、国家安全保障会議における議事内容等が記載されている。

これらを公にした場合には、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察され、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあるため、国の安全が害されるおそれ他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。

以上のことから、法第5条第3号及び第5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

*同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した開示の実施方法により、開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく実施手数料(※)
電子ファイル 1ファイル	CD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、1ファイルごとに210円を加えた額(CD-R1枚)	310円	310円
電磁的記録をA4判文書に出力した場合 1枚 (うちカラー1枚)	閲覧	100枚までにつき100円	100円	100円
	複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	10円	10円
	複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円	20円	20円
	スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額(CD-R1枚)	110円	110円

※ 閣安保第32号(27.1.19)の開示実施時に300円分の手数料を差し引いて開示を行っております。したがって、今回の開示の実施に当たりお支払いいただく手数料は、基本額と同様となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日時：令和元年6月17日から令和元年8月16日まで（行政機関の休日を除く。）
10:00 から 17:00 まで（昼休みの 12:00 から 13:00 を除く。）

場所：中央合同庁舎第8号館2階N213号室
東京都千代田区永田町1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から3日後までに発送予定。

① 複写機により白黒で複写したものの交付した場合

通常郵便物（定形外）50gまで120円。

② スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付した場合

通常郵便物（定形外）100gまで140円。

※ この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-1 2（内閣府別館）
内閣官房国家安全保障局
TEL：03-5253-2111（内線）82924

26. 7. 17

国家安全保障会議（四大臣会合）議事の記録

1. 日 時

7月17日（木）17時30分頃から約1時間

2. 場 所

官邸

3. 出席者

(1) 議長

安倍内閣総理大臣

(2) 第5条第1項第2号の規定に基づく議員

菅内閣官房長官（外務大臣臨時代理）、小野寺防衛大臣、
菅内閣官房長官

(3) 第5条第3項の規定に基づく議員

麻生副総理、茂木経済産業大臣

(4) 第8条第1項の規定に基づく関係者

杉田内閣官房副長官（事務）、
磯崎国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官

(5) 第8条第2項の規定に基づく関係者

三ツ矢外務副大臣、谷内国家安全保障局長、西村内閣危機管理監、
高見澤国家安全保障局次長、兼原国家安全保障局次長、北村内閣
情報官、岩崎統合幕僚長、平松外務省総合外交政策局長、宗像経
済産業省貿易経済協力局長、徳地防衛省防衛政策局長

4. 議事内容と発言者